

令和元年7月25日

航空局 運航安全課

奈良県の小型航空機墜落事故に関する 運輸安全委員会勧告を受けて、更なる取組を行います

航空局は、運輸安全委員会からの勧告を受け、飛行経験のない航空機を操縦する場合に
必要な知識及び技能を習得することを求める等の対応を行います。

本日、運輸安全委員会により、平成29年8月14日に奈良県山辺郡山添村で発生した
小型航空機墜落事故に関する航空事故調査報告書の中で、航空事故防止及び航空事故が発
生した場合における被害の軽減のため、国土交通大臣（航空局）に対して勧告が行われま
した。

同勧告を受け、航空局では以下の対応を行って参ります。

1. 勧告内容

操縦士が技能証明において型式限定を必要としない航空機であっても、経験したこと
のない型式の航空機を操縦するにあたっては、当該航空機を操縦するために必要な知
識及び技能を確実に獲得した上で行うよう操縦士に対して指導すること。

2. 航空局における対応

航空局では、今回の勧告を踏まえ、以下の取組みを行って参ります。

- (1) 等級限定の範囲の航空機であっても飛行経験のない型式の航空機を操縦する場合には当該航空機を操縦するために必要な知識及び技能を習得することを求める注意喚起文書を関係団体に対して発出（別添）
- (2) 今後、必要な手続きを経て速やかに当該教育訓練に関するガイドラインを設定するとともに、今年度内を目処に航空機の型式限定の設定に関する考え方についても検討

【問い合わせ先】

航空局安全部運航安全課 釣、水沼

電話：03-5253-8111（内線 50303, 50132）、03-5253-8738（直通）

FAX：03-5253-1661